



2023年2月27日

各位

会社名 株式会社トライアイズ
代表者 代表取締役社長 池田 有希子
(コード 4840 東証グロース)
問合せ先 管理部IRG課長 藤浦 政宏
電話 03(3221)0211

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主であるサンシャインH号投資事業組合（以下「提案株主」といいます。）の業務執行組合員であるUGSアセットマネジメント株式会社から、2023年3月開催予定の当社第28回定時株主総会における議案について株主提案を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しましたが、本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主提案の内容

(1) 提案する議題

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の減額の件
- ②監査等委員でない取締役1名選任の件

(2) 議案の要領及び提案の理由

別紙に記載のとおりです。

なお、別紙記載の内容は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものです。

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により、本株主提案の議案のいずれについても反対します。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の減額の件

提案理由によれば、提案株主は、当社取締役の報酬額が業績に比して高額であり、これらを減額するため、報酬の限度額を年額5,000万円以内とすることを求めています。限度額を

5,000 万円以内とすることは、報酬決定の柔軟性やインセンティブとしての機能を喪失してしまい、著しく妥当性を欠くものであるため、当社取締役会は本議案に反対します。

当社取締役の報酬枠は、2018 年 3 月 23 日開催の当社株主総会において年額 5 億円以内と決議されていますが、近時における報酬額は以下のとおりであり、当然ながら、かかる報酬枠の全額を使用しているわけではありません。

	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
2020 年 12 月期	75,570(千円)	12,420(千円)	0 円
2021 年 12 月期	69,765(千円)	9,330(千円)	0 円
2022 年 12 月期	21,750(千円)	0 円	0 円

当社取締役に対する報酬は、2021 年 2 月 15 日開催の取締役会において決議した決定方針のとおり、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与及び非金銭報酬としての株式報酬により構成しております。

月例の固定報酬については、役位、職責、在任年数に応じて、かつ、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮したうえで総合的に勘案して決定しており、また、業績連動報酬については、各事業年度の当期純利益（連結）の予算に対する達成度合いに応じて算出しますが、最終的に損失となる場合には支給しません。

上記のとおり、当社は、明確な決定方針に従い適切に取締役報酬を決定・支給しており、いわゆるお手盛りとして不合理に高額な報酬を支給しているものではありません。昨今の業績が低迷していること、また、直前期において大幅な損失を計上したことについては弁解の余地がありませんが、報酬限度額は、業績連動報酬や非金銭報酬を含めた報酬制度全体を対象とすることから、実際の報酬額よりも高額に設定させていただいており、一時的な業績の内容に応じて頻繁に変更することは意図しておりません。

かかる報酬限度額は、決議当時の役員構成、業績、事業計画等を総合的に考慮のうえ決定されており、現時点において必ずしも最適な水準とはいえない部分があることから、当社取締役会としては、今回の提案内容を真摯に受け止め、今後の課題として、より好ましい制度を構築できるよう努めたいと考えております。

しかしながら、繰り返しになりますが、現時点における報酬額が 5,000 万円を下回っていることを理由に、その限度額を 5,000 万円以内とすることは、報酬額の決定に対する柔軟性を喪失することに留まらず、報酬制度が有するインセンティブとしての機能まで消滅させてしまい、限度額としての妥当性を著しく欠いていることから、当社取締役会は本議案に反対します。

(2) 監査等委員でない取締役1名選任の件

当社は、提案株主からの要請を受け、2022年2月以降、取締役候補者である植頭隆道氏と複数回に亘り面談を行い、株主平等の原則の観点からインサイダー情報その他の重要情報の扱いについて留意しつつも、提案株主からの意見に耳を傾けてきました。

2022年8月には、同氏から取締役に就任したいとの意向表明がありましたが、当社として、大株主であるからという理由のみでは取締役に迎えることはできないことから、当社の取締役に就任したい理由、提案株主との提携などを含め、同氏が就任した場合に当社が享受できるメリットなど、当社経営陣が是非を判断するための情報提供を依頼しておりました。

しかしながら、同氏から具体的な説明は得られず、かえって、取締役就任によるメリットは就任したら説明すると述べるなど、当社として是非を判断するための重要な前提を欠いておりました。

当社として、具体的な提案があれば引き続き真摯に検討を行い、株主からの提案、株主との対話を閉ざすつもりはない旨を伝えていましたが、現在に至るまで、具体性のある提案・説明は得られておらず、逆に、賛同が得られないのであれば株主としての権利を行使することになると警告ともとれる連絡を受けておりました。

今回の株主提案において、植頭隆道氏を候補者とする提案理由は、主としてガバナンス又はコンプライアンスという観点にあるとのことですが、開示された経歴等から、これらの観点を充実させるために適切な人材とは判断できません。また、従前における同氏からの説明においても、興味を有するのは投資事業であって、他の建設コンサルタント事業、ファッションブランド事業は専門外であるとの発言もあり、これらの点を加味しても、当社が求める人材とは合致せず、取締役候補者として適切ではないと判断していることから、当社取締役会は本議案に反対します。

他方、当社が提案する取締役候補者4名（監査等委員である取締役を除きます。）は、現経営陣が株主の皆様にとって望ましいと考える適性及び資質を有する者をバランス良く配置しており、また、これらの実行性と透明性に優れていると考えております。

今後、企業が中長期的に安定成長し自社の価値を上げていく上で、ESGは非常に重要な概念となってきますが、これらのうち、特にコーポレートガバナンスの観点において、外部から招聘した新任取締役候補の東郷薫氏は、公認内部監査人(CIA)及び公認不正検査士(CFE)の資格を取得しており、また、前職では長年にわたって内部監査部門や経営企画部門の管理職に従事してきた人物であって、まさに提案株主が強調する内部統制（コーポレートガバナンス）のスペシャリストといえます。

今回、かかる人物が経営陣に加わることにより、従来以上に全てのステークホルダーに対して透明性のある強固な体制を築いてまいります。

3. その他の指摘事項について

上記の提案内容のほか、提案理由に記載されている指摘事項について、当社から補足させていただきます。

(1) 株主資本の毀損について

2007年12月期に108億3,800万円であった株主資本が、2021年12月期には39億8400万円に減少し、株主資本の60%以上が毀損されているとのご指摘について、その全額が累積損失であるかのような指摘は重大な誤解を生じさせるものです。かかる数値については、その内容を踏まえ正確に理解しなければなりません。

当社は、2008年12月期から2020年12月期にかけて、以下のとおり、継続的に合計3,247百万円の自己株取得を実施しており、また、2011年12月期から10期連続で合計1,112百万円の配当も実施しております。

(百万円未満切捨)

	自己株取得 (百万円)	配当 (百万円)	合計 (百万円)
2008年12月期	1,148	—	1,148
2009年12月期	66	—	66
2010年12月期	118	—	118
2011年12月期	86	—	86
2012年12月期	29	120	149
2013年12月期	156	118	275
2014年12月期	175	112	288
2015年12月期	760	129	890
2016年12月期	135	106	241
2017年12月期	133	102	236
2018年12月期	58	125	184
2019年12月期	375	98	473
2020年12月期	0	110	111
2021年12月期	0	88	89

当社は、故池田均が代表取締役役に就任する以前、通信事業への参入をはじめとする事業拡大を企図した複数回に亘るエクイティファイナンスを実施したことにより、新株発行に伴う大規模な希薄化が生じておりました。数々の苦難を乗り越えつつ、事業内容を見直すとともにトライアイズとして再出発を図る過程において、以来15年に亘り、継続的に自己株式の買付けを行うことにより、株主の皆様への還元とともに株主資本の正常化を行ってきました。

また、2011年12月期に経常利益の黒字化を達成したことを受け、2011年12月期以降、総

額 1,112 百万円の配当を実施することにより、株主の皆様への利益還元を継続してきました。2007 年 12 月期以降に減少した株主資本のうち、4,359 百万円については、かかる株主還元策を要因とするものになります。

現在、当社は、主たる事業の再構築を企図して、以下に掲げる取組みを行っております。

建設コンサルタント事業の株式会社クレアリアは、人員を増強することで売上と利益が拡大するモデルであることから、人材の確保を最優先課題として、また、他社との業務提携や M&A も視野にいれ、体制強化に取り組んでいます。

ファッションブランド事業の濱野皮革工藝株式会社は、コロナ禍によるライフスタイル変化とともに、カバンに対する消費者の需要も変化したことから、DX を利用し、かかる需要の変化に対応していくことで、攻めのマーケティングを実行します。同じく、ライセンスビジネスについても、マーケティング戦略を見直し、当社のみならずライセンシーにとってもメリットのある関係の再構築と新規のライセンシーの取り込みを行います。

投資事業においては、2016 年以來、米国ハワイの不動産投資と New York 州 Brooklyn にある Vegan Chocolate を製造する Raaka Chocolate への投資をしてきましたが、今後は、資本コストの認識と SDGs を意識した投資基準を策定する予定です。また、SDGs を意識し、社会課題を解決するビジネスを軸とし、人間の健康の源でもある“食”に着目することによって、フードロス、自然食品、農業に特化した事業再構築を具体的に進めているところです。東海地方にある企業と業務提携し、日常的にも有事にも役立つ、またそこに従事する人材はハンディキャップレス、ジェンダーレス等を含め、持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す取組みに沿って参ります。

これらの事業再構築においては、経験豊富なコンサルティングを活用し、ESG 投資を意識し、また自らも ESG 評価されるよう健全化を図りながら新たな事業に取り組んでいます。

(2) 大量保有報告について

提案株主から、当社の前代表者である故池田均及び現代表者である池田有希子が、適切に大量保有報告書を提出していないとのご指摘があり、当社において事実関係を調査したところ、ご指摘のとおり、大量保有報告書の提出時期及び内容に誤りがあることが判明しました。

具体的には、保有株式数の算出に関して、付与されたストックオプションに係る潜在株式が考慮されておらず、現物株式のみをもって算出していたため、過去の一定の期間において提出されるべき大量保有報告書又は変更報告書が適切に提出されていませんでした。

かかる提出書類の誤りについては、監督当局に報告・相談のうえ、2023 年 2 月 21 日をもって、訂正報告書その他の一連の書類を提出したとの報告を受けております。

株式数の算定根拠に関する理解不足により不適切な開示状況を招き、株主の皆様にご多大なご迷惑をおかけしてしまったこととお詫び申し上げます。

(3) 借入金について

提案株主から、池田有希子が、当社から株式取得資金を借り入れており、当社を私物化しているかのような指摘がされていますが、適切な手続きに従い実施された取引であり、また、確実な返済が見込まれる範囲内で実施されていることから、法令又はコンプライアンスの観点から何ら問題はありません。

なお、前代表者である故池田均及び現代表者である池田有希子は、自ら当社株式の継続的な買付けを行ってきましたが、上述のとおり、当社は、継続的に自己株式の買付けを行うと同時に、安定株主を確保することによる株主資本の正常化に取り組んでおり、ご指摘の借入れは、かかる取組みの一環として当社の目的に沿うものであったため、目的及び資金使途においても不合理なものではないと判断しております。

以上

(別紙)

第1 株主総会の目的である事項（提案する議題）

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の減額の件
- (2) 監査等委員でない取締役1名選任の件

第2 議案の要領及び提案の理由

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の減額の件

ア 議案の要領

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の限度額を、年額 5000 万円以内とする。

イ 提案の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の限度額については、2018 年 3 月 23 日開催の当社株主総会において、年額 5 億円以内と決議されていますが、当社の経営実績に鑑みると、この限度額は過大であり、年額 5000 万円以内に減額するべきです。以下、理由を述べます。

当社の前代表取締役社長である故池田均氏が 2005 年 11 月に当社の代表取締役社長に就任して以降、当社の株主資本は減少し続けています。具体的には、2007 年 12 月期には 108 億 3800 万円の株主資本があったものが、2021 年 12 月期には 39 億 8400 万円にまで減少しており、実に 2007 年 12 月期の株主資本の 60%以上が毀損されたこととなります。

そして、現代表取締役社長である池田有希子氏は、2004 年 5 月に当社入社後、2007 年 12 月に執行役員に、2009 年 3 月には取締役就任し、2013 年 12 月期以降は代表取締役副社長として、故池田均氏と共に、当社の経営を代表してきており、上記の株主資本の毀損や業績の低迷について、故池田均氏とともに、大きな責任を有していると考えられます。

本来、株式会社を経営する者は、株式会社の業績にコミットし、その成果に応じて報酬を受け取るものですが、当社の経営陣は、売上高、利益、純資産、その他どの要素を見ても、当社を成長させてきたとは言いがたく、上記のとおり、大幅に株主資本を減少させてきています。それにもかかわらず、当社の取締役の報酬は、高水準を維持してきました。特に、池田有希子氏が代表取締役副社長に就任した 2013 年 12 月期以降の報酬が際立って高く、2013 年 12 月期は取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の総額（使用人兼務役員分含む）は 1 億 6396 万円でした。この時点の対象となる取締役は 4 名であるため、一人当たりの報酬は 4000 万円を超えていることとなります。さらには、2017 年 12 月期の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は総額で 1 億 7296 万円（使用人兼務役員分含む）であり、当該期の対象となる取締役の数は期首には 5 名であるものの期末には 3 名であるため、3 名で平均すると一人当たりの報酬は 5000 万円を超えることとなります。他方、2017 年 12 月期の当社の営業利益は、1 億 900 万円の赤字でした。これら以外の期においても、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）には、とても経営状況が不安定な企業の実績に見合った高額の報酬が支払われ続けています。

当社の経営の状況が改善し、売上高、利益が安定的に上昇基調になり、純資産も増加傾向になるまでは、このような高額の取締役報酬を認めるべきではありません。本来、このようなことは、経営陣が自らの良心に従って改善すべき事項であると考えられますが、池田有希子氏をはじめとする現経営陣にそのような期待をかけることは難しく、これまでの 17 年間でそうであったように、この習慣に固執して改めようとは思いません。

請求人は、このような当社の現状を改善するため、そして現経営陣が会社の売上利益と自らの報酬につい

て見つめ直すことを期待し、現在、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額が年額 5 億円と定められているものを、年額 5000 万円に減額することを提案します。

（２）監査等委員でない取締役 1 名選任の件

ア 議案の要領

当社におけるコーポレートガバナンス体制を正常化させることを目的とし、取締役 1 名（候補者：植頭隆道）を選任する。

〔氏名（生年月日）〕

植頭隆道 うえず たかみち

（1979 年 6 月 23 日生）

〔略歴〕

2002 年 4 月

KOBE 証券株式会社（現インヴァスト証券株式会社）入社

2009 年 8 月

リードオフマネジメント株式会社 代表取締役

2010 年 3 月

UGS アセットマネジメント株式会社 代表取締役（現任）

2011 年 3 月

ヘッジファンド証券株式会社 取締役

2013 年 7 月

ヘッジファンド証券株式会社 代表取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

UGS アセットマネジメント株式会社 代表取締役

ヘッジファンド証券株式会社 代表取締役

〔所有する当社株式の数〕

0 株

イ 提案の理由

当社の前代表取締役の故池田均氏は、2021 年 9 月 27 日に逝去し、それに伴い 2021 年 10 月 1 日付けで池田有希子氏が当社の代表取締役に就任しましたが、この時点での公開情報においては、代表取締役の氏名は「池田有希子」ではなく「佐藤有希子」となっていました。そして、2021 年 12 月 15 日付け当社リリース「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」において、代表取締役の氏名は「池田有希子」に変更になり、同月 27 日付け当社リリース「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」では、池田有希子氏が故池田均氏より当社株式及び当社新株予約権を相続し、当該新株予約権を行使したことが開示されました。なお、当社の履歴事項全部証明書によれば、故池田均氏の逝去の約 3 カ月前である 2021 年 6 月 23 日に取締役の氏名が「佐藤有希子」から「池田有希子」へ変更されたこと、及びこれが登記されたのは 2021 年 10 月 27 日であることが確認できます。

この点、請求者は、当社の経営陣との面談において、池田有希子氏は故池田均氏の配偶者であるとの事実の開示を受けましたが、当社は、この事実について一切開示を行っていません。2021 年 6 月 23 日の時点で当社の代表取締役社長（故池田均氏）と代表取締役副社長（池田有希子氏）が婚姻関係にあったとすれば、

そのことは投資家にとって重要な事実であると考えられますが、当社は、この事実について開示を行わないまま、前代表取締役の配偶者を新しい代表取締役に選任したことになります。これは、当社のガバナンス上、重要な問題であると考えられます。提案者は、当社の監査等委員である取締役に対して上記の情報が非開示である理由を質問しましたが、「プライベートなこと」という回答しか得られませんでした。しかし、金融商品取引法が定める大量保有報告制度においても、夫婦の関係がある場合にはみなし共同保有者とされていることを踏まえれば、上場会社の代表取締役であり、かつ株主でもある者が夫婦の関係にあることが、単なるプライベートな事柄ではなく、投資家の投資判断に著しい影響を及ぼす事項であることは明らかです。

また、池田有希子氏（相続前の推定される株券等保有割合 5.53%）と故池田均氏（逝去時の推定される株券等保有割合 7.78%）は、それぞれ単独での株券等保有割合が 5%を超えた時点でも大量保有報告書を提出していないと思われませんが、その後、夫婦の関係に至り、みなし共同保有者となった後にもなお、大量保有報告書を提出しませんでした。池田有希子氏が大量保有報告書を提出したのは、故池田均氏が逝去した後の 2021 年 12 月 28 日です。故池田均氏と夫婦の関係になった日から 5 営業日以内に大量保有報告書を提出しなかった池田有希子氏の行為は、明らかな法令違反であり、そのような者を代表取締役に選任した取締役会の認識には大きな問題があると考えられます。

更に言えば、池田有希子氏は当社株式の取得資金の一部（1000 万円）を当社からの借入金でまかなっているとのことであり、上記の情報開示の不備及び法令違反行為をも総合考慮すれば、当社をまるでプライベートカンパニーのように扱っていると疑わざるを得ません。

以上のとおり、現経営陣には、投資家にとっての重要事実を忠実に開示する姿勢は全く見られず、監査等委員会が正常にチェック機能を発揮しているとも言えません。またそのような姿勢で経営に望んでいるため、「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の限度額の減額の件」の提案理由で指摘するような、株主資本の毀損、業績の低迷、高額な役員報酬が、もはや当社経営陣の常識となっています。

請求人は、そのような当社のコーポレートガバナンス体制を正常化させ、当社を価値ある企業と再生させるために、取締役 1 名の選任を提案する次第です。

今回、取締役として選任をお願いする植頭隆道氏は、UGS アセットマネジメント株式会社の代表取締役として、2009 年から投資事業組合の運営管理を行っており、同社では現在合計 11 のファンドの資産運用を行っています。また、植頭隆道氏は、2013 年にヘッジファンド証券株式会社の代表取締役に就任し、前年まで赤字であった同社を黒字の経営へ立て直した実績もあります。よって、その運用実績及び経験は、当社の投資事業の再構築と業績回復に寄与することが期待でき、また、株主からの視点で当社のコーポレートガバナンスの正常化を図ることが期待できます。

以上